

## 江戸川区埋蔵文化財取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づき、江戸川区内における埋蔵文化財の保護及び活用を図るために必要な発掘調査等に関する事項を定めることを目的とし、もって埋蔵文化財に関する事務を円滑に進め、区民の文化の向上及び発展に貢献する。

### (対象)

第2条 江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が埋蔵文化財の発掘調査の対象とするものは次のとおりとする。

- (1) 原始・古代から近世までに属する遺跡
- (2) 地域の歴史の理解に欠くことのできない遺跡

### (試掘調査等の実施)

第3条 教育委員会は、前条に規定するもののうち、次の各号のいずれかに該当する土地（以下「対象地」という。）において開発しようとする者（以下「開発者」という。）に対して、試掘、確認、予備調査等（以下「試掘調査等」という。）の実施を指導するものとする。

- (1) 法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接（50メートル以内）している土地
- (3) 開発対象敷地面積が2,000平方メートル以上の土地。ただし、清新町全域及び臨海町全域を除く。

- 2 試掘調査等の計画及び実施に当たっては、開発者にその目的及び必要性を説明し、十分な理解及び協力を求めるものとする。
- 3 試掘調査等は、対象地の総面積の概ね10パーセントについて実施するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項に規定する試掘調査等に代えて工事中の立会を行うものとする。

- (1) 対象地が狭小で通常の試掘調査が実施できない場合
- (2) 埋蔵文化財を損壊しない範囲内で工事が計画されている場合

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、開発者に対して慎重な工事を指導するものとする。

- (1) 対象地において、既に発掘調査が実施されている場合
- (2) 対象地において、過去に試掘調査等の結果、埋蔵文化財が存在しないことが確認されている場合

### (指導及び助言)

第4条 教育委員会は、試掘調査等により遺跡が確認された場合においては、開発者に対して埋蔵文化財保護の措置のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(発掘調査)

第5条 教育委員会は、法第93条、第94条、第96条及び第97条の規定により届出又は通知の提出があったときは、開発者と協議を行い、工事計画等を調整の上、調査の規模、期間、内容、方法等を決定し、発掘調査の実施を指導するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく協議の結果、埋蔵文化財包蔵地の一部又は全ての現状保存が困難な場合は、開発者と工事計画等を調整の上、調査の規模、期間、内容、方法等を決定し、発掘調査の実施を指導する。

3 教育委員会は、前項の規定に基づく発掘調査に関する調査、指導及び監督を行うものとする。

4 教育委員会は、江戸川区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める場合は、第1項の規定に基づく届出又は通知にかかわらず、法第99条の規定に基づく発掘調査を実施することができる。

(江戸川区文化財保護審議会への意見聴取)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づく発掘調査の円滑な実施に資するため、江戸川区文化財保護審議会に次の事項について参考意見を聴取することができる。

(1) 特に重要な遺構及び遺物の調査、整理作業、進捗状況並びに保管方法

(2) その他発掘調査を円滑に実施するために必要な事項

(出土品の取扱い)

第7条 発掘調査等による出土品の保護及び活用のための取扱基準は、教育長が別に定める。

2 教育委員会は、出土品の保存等に際して、開発者に必要な協力を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。